

東京神学大学 FD 委員会規程

2008年12月 1日理事会承認

2021年 3月29日理事会承認

(目的)

第1条 東京神学大学における教育活動の質的向上と改善をはかるために、東京神学大学 FD 委員会（以下委員会）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を審議し、その実施にあたる。

- (1) 教育研究活動改善の方策に関する事項
- (2) FD の推進・啓発を目的とした講演会および研修会を実施すること
- (3) 学生による授業評価の実施、結果分析およびフィードバックに関する事項
- (4) 教員の FD 活動の指針に関する冊子や報告書の作成
- (5) その他 FD に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 教授会書記
 - (3) 教務課主任
 - (4) 自己点検評価委員会委員長
- 2 委員会に委員長を置く。委員長は、学長がその任にあたる。
- 3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(開催)

第4条 委員会は、委員長が招集し、原則として学期ごとに開催する。

(任期)

第5条 委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 委員会の事務は、事務長が取り扱う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、2008年（平成20年）12月1日から施行する。
- 2 この規程は、2021年（令和3年）3月29日に第3条を改正し、同日から施行する。